

## 野沢温泉村起業支援事業補助金交付要綱

令和2年3月24日要綱第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内における起業の環境を整えることで本村の定住促進を図り、地域振興につなげるため、その起業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、野沢温泉村補助金等交付規則（昭和42年野沢温泉村第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 起業 村内において、法人登記又は個人事業者開設届等を提出することにより新たに事業を開始すること（村内に事業所を有する者が、既設の事業所とは異なる業種の事業所を新たに設置する場合を含む。）をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 野沢温泉村起業支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる者は、村内に1年以上居住又は居住する予定の個人で、工場、店舗又は事務所等の起業活動拠点があり、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 納付すべき村税等について滞納がない者
- (2) 商工会の経営指導を受け、起業の具体的な計画を有している者
- (3) 必要な許認可を取得（見込みを含む。）している者
- (4) 5年以上の経営継続が見込まれる者
- (5) 野沢温泉村暴力団排除条例（平成24年野沢温泉村条例第20号）第2条に規定する反社会的勢力等に関係しない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、除外するものとする。

- (1) 経営内容が投機的と認められるもの
- (2) 別の者に転貸して経営しようとするもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出等を要する事業、宗教活動、政治活動、その他公序良俗に反する活動及びこれらに類するもの
- (4) 村外に本店を有する事業者のチェーン店舗又は支店等として起業するもの

(5) その他村長が適当でないと認めるもの

(補助金対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、補助金交付対象者が事業を実施するにあたり、製造及び営業のための土地、建物及び設備の取得又は改修であつて、国県等の交付金、補助金及び助成金を除いた経費とする。また、対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額を除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費の2分の1以内の額で100万円を限度とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をする者（以下「申請者」という。）は、野沢温泉村起業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添え、村長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 事業収支予算書（様式第3号）

(3) その他村長が必要と認める書類

2 前項第2号及び第3号の書類の作成に当たっては、商工会の経営指導を事前に受けるものとし、その結果を記載した起業計画に関する意見書（様式第4号）を同項の関係書類とともに村長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 村長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請書の内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助の額を決定し、申請者に対し野沢温泉村起業支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(変更等の申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請した内容を変更又は中止しようとするときは、野沢温泉村起業支援事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第6号）に第6条第1項各号に掲げる書類のうち必要なものを添付して村長に提出するものとする。

(変更等の承認の決定)

第9条 村長は、前条の規定による申請があつたときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、野沢温泉村起業支援事業補助金変更（中止）承認決定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、対象事業が完了したときには、野沢温泉村起業支援事業補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添え、対象事業の完了後30日以内又は交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに村長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支決算書
- (2) 事業の実施状況が確認できる成果物(写真等)
- (3) 領収書の写し又は支払を証明する書類
- (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 村長は、前条の実績報告の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、野沢温泉村起業支援事業補助金確定書(様式第9号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、野沢温泉村起業支援事業補助金交付請求書(第10号)を村長に提出するものとする。

2 村長は、前項の規定により請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金等の交付の決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽り又は不正の手段により、補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 補助金を補助金対象経費以外に使用したとき。
- (3) 補助金交付の日から5年未満に廃業したとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、村長が返還が相当と認める事由があったとき。

2 村長は、前項第3号の規定により補助金を返還させるときは、廃業するまでの期間に応じ、別表に定める額を返還させることができる。

(書類の保管等)

第14条 対象経費については、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にし、関係書類とともに当該事業を開始した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

(財産の管理)

第15条 補助金事業者は、補助金の交付によって取得した財産について、その台帳を整備し、保管状況を明らかにしなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第13条第2項関係）

補助金交付後から廃業までの期間	返還すべき額
1年未満のとき	100分の100
1年以上2年未満のとき	100分の80
2年以上3年未満のとき	100分の60
3年以上4年未満のとき	100分の40
4年以上5年未満のとき	100分の20
第13条第1項第4号に該当したとき	村長が返還が相当と認める金額